## 无。。 于首位

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育 て支援新制度」が、平成27年4月からスタートします。

この新制度では、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、色々な取り組 みを進めていきます。特に、幼稚園と保育所の取り組みを連携して進められることがひとつのポ イントで、幼稚園・保育所を利用する場合の手続きがこれまでとは少し変わってきます。

## ○認定を受けていただきます

手続きはこれまでと大きく異なるものではありませんが、幼稚園・保育所など\* の利用を希望する保護者の方に、利用するための認定を受けていただきます。 ここでは、分かりやすく幼稚園と保育所に分けてご説明します。

\*説明:「幼稚園・保育所など」には、認定子ども園(本市には未設置)、地域型保育も含みます。

公立幼稚園のみ利用



1号認定

お子さんが3歳以上で、教育を希望される場合

\*3歳児・4歳児の入園については、幼稚園によって異なります。

\*保育所を利用希望



2号認定\*

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合

保育所のみ利用希望



3号認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合

\*説明:新制度では、幼稚園と保育所の両方を利用希望する場合には、まず2号認定の申請をしていただき ます。

\*私立幼稚園については、各園にお問い合わせ下さい。

## ○利用手続きの流れ

来年度の利用申込みから認定を受ける必要がありますので、今年の申込み受付から手続きの流れが変 わってきます。

公立幼 用希望の場

1:利用申込み

2:内定通知

3:認定申請

4:認定証交付

5:利用契約

ここが

変わります

\*指定幼稚園に利用 申込みします

幼稚園から入園の 内定を受けます

\*1と3の手続きは同時に行う予定です

\*利用のための認定 を申請します

認定証が交付 されます

幼稚園と契約 ※入園の決定を

もって契約と みなします。

利用希望の

1:認定申請

2:認定証交付

3:利用申込み

4:利用調整

5:利用契約

\*「保育の必要性」の 認定を申請します

認定証が交付 されます

\*利用希望の申込み をします

申請者の希望、保 育所等の状況など により、市が利用 調整をします

利用先の決定後、 契約となります ※利用先の決定 をもって契約

とみなします。

\*1と3の手続きは同時に行う予定です

\*注意:2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間や保育の必要な事由に該当するかを確認するための手 続きで、当面の間、認定を受けたお子さんの中で選考を行い、それぞれの保育所の定員を基準に利用調 整を行います。そのため、保育の必要度の高い順の入所となります。